

西尾勝編著

『行政評価の潮流——参加型評価システムの可能性——』

財団法人 行政管理研究センター，2000年

窪田好男

1998年以降、行政評価論は30冊をこえる啓蒙書や評価手法の解説書を生み出してきた。評者はこれらの書物から多くの示唆や刺激を受けたが、もの足りなさを感じてきたのも事実である。その点、本書は6人の研究者の共同研究により生み出された研究書であり、日本の行政評価論の現時点における到達点を示すものとなっている。

本書は、まず西尾勝による第1章で、行政評価をおよそ行政の活動を何らかの角度から何らかの基準に照らして評価する活動を全て包括するものと定義し、それへの市民参加が必要と論じている。また市民参加型の評価方式を、①政府機関が行う内部評価に市民の意見を採り入れ反映させる方式、②政府機関とNPO等との協働で評価が行われる方式、③市民が政府機関から独立して評価を行う方式の3類型に整理した上で、市民参加型の評価方式の目的は、市民の関心を喚起し、公共の議論を促し、市民を自発的な行動に駆り立てることにあると論じ、評価は多角的で多元的であるほど良いという基本的な立場を明らかにしている。

西尾による整理を受け、続く各章では、古川俊一による第2章がイギリスのピープルズ・パネル (People's Panel) 等の政府機関による内部評価に市民の意見を採り入れ反映させる方式について、山谷清志による第3章がエンパワーメント評価 (Empowerment Evaluation) 等の政府機関とNPO等との協働

で評価が行われる方式について、武智秀之による第4章は格付けや認証等の市民が政府機関から独立して評価を行う方式についてそれぞれ先進事例の紹介や理念についての考察を行っている。なお、高橋滋による第5章は、行政法の見地から政策形成過程全般における意見聴取・参加手続きを考察し、武藤博己による第6章はイギリスの開発計画審査制度を紹介している。

各章の事例紹介や考察はいずれも興味深く、行政評価論の研究者の知的共有財産とするにたるものである。また一般にイギリスの評価制度の影響が強いとイメージされがちな日本の評価制度について、むしろアメリカ型の影響が強いとするなど分析も鋭い。しかし、評者として若干の不満を感じる点もあり、それを以下で指摘したい。

本書の研究方法について編著者の西尾は、核心に向かって深く掘り下げ細かく検討していく方法を有意義としつつも、行政評価論の土俵を拡張して広い文脈のなかで相互に関連する諸制度間の関係について考察していくという方法を採用している。この選択自体に異論はないが、行政評価論の土俵の外延は明らかにされていないし、行政評価論の核心とは何かということもまた明らかにされていない。そのためか行政評価に包含される広義の政策評価、執行・実施評価、管理評価等を統一的に議論する必要性とその枠組みについて説得力のある議論は必ずしも示されていない。